

第49号議案

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例の一部改正について

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年9月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業に係る事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例（昭和44年蒲郡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「府相町堀込」を「蒲郡町堀込、府相町堀込、新井前」に改め、同条第2号中「蒲郡町堀込、府相町新井前、丸山」を「府相町丸山」に改める。

附 則

この条例は、東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定に基づく事業計画の変更の公告の日から施行する。